

京都工芸美術作家協会 協会のあり方検討特別委員会規程

(目的)

第1条 京都工芸美術作家協会会則（以下「会則」という。）第6条第7号の規定に基づき、京都工芸美術作家協会（以下「協会」という。）が行う「協会のあり方」について検討するための組織として、特別委員会の名称及び任務、構成等を定める。

(名称)

第2条 本会は、京都工芸美術作家協会 協会のあり方検討特別委員会とする。

(任務)

第3条 本会の任務は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協会全体の運営の検討に関すること。
- (2) (1) の内容を総務委員会と調整し、承認を得ること。

(構成)

第4条 委員は、協会理事長が協会員の中から委嘱する。

(設置期間)

第5条 本会の設置期間は、その事業を達成するまでとし、委員の任期は本会の設置期間内とする。

附 則

この規程は令和8年1月27日から適用する。